

北上市教育委員会告示第1号

北上市教育振興基本計画策定検討委員会要綱（平成22年北上市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

北上市教育長 船 田 浩

改正前	改正後
<u>北上市教育振興基本計画策定検討委員会要綱</u> （設置） 第1 北上市教育振興基本計画（以下「計画」という。）の<u>策定に関し意見を聴くため、北上市教育振興基本計画策定検討委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。 （所掌事項） 第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。 （1） 計画の策定に関し教育長に意見を述べること。 （2） <u>その他計画の策定に関すること。</u> （組織） 第3 委員会は、委員15人以内をもって組織し、<u>教育関係者及び知識経験者</u>のうちから教育委員会が委嘱する。	<u>北上市教育振興基本計画策定委員会要綱</u> （設置） 第1 北上市教育振興基本計画（以下「計画」という。）を<u>策定し及び推進するため、北上市教育振興基本計画策定委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。 （所掌事項） 第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。 （1） 計画の策定に関し教育長に意見を述べること。 （2） <u>計画の進捗状況の検証に関すること。</u> （組織） 第3 委員会は、委員15人以内をもって組織し、<u>次の各号に掲げる者</u>のうちから教育委員会が委嘱する。 （1） <u>学校関係団体の関係者</u> （2） <u>社会教育関係団体の関係者</u> （3） <u>学識経験を有する者</u>

(任期) 第4 委員の任期は、<u>計画の策定が終了したときまで</u>とする。	(4) <u>教育委員会の所管に属する附属機関の委員</u> (5) <u>その他教育長が必要と認める者</u> (任期) 第4 委員の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間</u>とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	